

# 月形町高齢者世帯等除雪費助成事業

除雪を自力で行うことが困難な高齢者等の世帯に対し、町の受託事業者名簿に登録された、事業者等に除雪作業を委託した場合の除雪費用の一部を助成します。

## 【助成対象】

●町内に居住し、次のいずれかに該当する世帯主が助成対象となります。

- ①世帯全員が70歳以上
- ②ふれあい見守り推進事業の対象世帯
- ③障がい者が属する世帯  
※18歳以上 70 歳未満の障がい者以外の方が同居する世帯を除く
- ④ひとり親と18歳未満の子の世帯
- ⑤世帯員の病気やけが等のため、一時的に支援が必要な世帯
- ⑥その他町長が認める世帯

※同一住宅（共同住宅等を除く）に複数世帯が居住の場合は同一世帯とみなし、対象者は当該複数の世帯の世帯主の代表者としてします。

●次の世帯は助成対象外となります。

- ①同一住宅に世帯を別にする70歳未満の方が同居している世帯
- ②助成事業以外で除雪に関する補助を受ける世帯  
※月形町私道除雪費補助世帯は除く
- ③町の公租公課を滞納している世帯

## 【助成対象範囲】

●家屋等が所在する敷地内の除雪及び排雪

## 【助成金額】

- 費用の1/2を助成（千円未満切り捨て）
- 2万円を助成上限額とします。（1シーズン1回限りの申請）



裏面もご確認ください。

## 【利用方法】

- 利用希望の方は、10月1日（水）～22日（水）までに保健センターへ申請をお願いします。  
※上記期間中に事前申請できなかった方も随時申請可能です。



- 申請書の審査後、助成対象者には町から「利用決定通知書」・「助成金交付申請書」・「受託事業者名簿」を送付します。



- 助成対象者は、受託事業者登録されている事業者と契約を交わします。  
※町内外問わず事業者と契約できます。  
※受託事業者登録されている近隣住民や家族と契約することが可能ですが、同一住宅の居住者が除雪する場合は助成対象外となります。



- 助成対象者は、契約を交わした事業者に除雪作業を依頼します。



- 「助成金交付申請書」と「契約書」、事業者が発行する委託料の支払いを証明できる「領収書」を3月31日までに保健センターへ提出することで、助成金が口座へ振り込まれます。  
※3月31日までに発行された領収証が、助成対象経費となります。

※申請書の審査で助成対象とならない場合がありますので、町から利用決定通知書等の書類が届いてから、受託事業者と契約や除雪依頼を行ってください。  
※事故等が発生した場合、町は一切の責任を負いませんので、双方での解決をお願いします。

## 【申請・問い合わせ先】

- 月形町保健福祉総合センター 保健福祉課高齢者支援係 TEL:53 - 3155